店頭外国為替証拠金取引説明書

（契約締結前交付書面）

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき情報の提供をするものです。本書面では、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定される取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

2026 年 2 月

GMO あおぞらネット銀行株式会社

登録金融機関　関東財務局(登金)第 665 号

加入協会：金融先物取引業協会

この説明書には、お客さまに当社が提供するFX（店頭外国為替証拠金取引）を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。この書面をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、お取引ください。ご不明な点は、お取引開始前にお問い合わせください。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴うこともある取引です。したがって、取引を開始する場合、または継続して行う場合には、本説明書だけではなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

＜目次＞

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	2
登録金融機関が行う店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	5
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	8
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	16
会社概要及び苦情受付等について	20
外国為替及び店頭外国為替証拠金取引用語集	21

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

① 為替変動リスク

・当社が提供する店頭外国為替証拠金取引（以下「FX」といいます。）は、少ない資金(証拠金)を担保として大きな金額を取引することから、高いリスクを伴います。為替相場の小さな動きによってポジション（建玉）の価値が大きく変動するため、利益が大きくなる可能性がある反面、損失が大きくなり、投資金額以上の損失を被る可能性があります。
・FX の逆指値注文は、実勢レートがお客さまの指定したレートに到達した場合、到達した時点の実勢レートをもって約定するため、お客さまが指定するレートと約定レートに価格差(スリッページ)が生じる場合があります。また、相場状況の急変により買値と売値の開き(スプレッド)が拡大することがあり、その場合には、投資金額以上の損失を被る可能性があります。
・各国の金利水準は、時として大きく変動することがあります。お客さまが FX 取引によるポジション(建玉)を保有し続ける場合には、スワップポイントが受取りから支払いに転じる等金利変動のリスクがあります。

②信用リスク
FX 取引は、当社とお客さまとの相対取引です。したがって、当社の信用状況によっては、お客さまが損失を被る危険性があり、場合によっては投資可能資金以上の損失を被る可能性もあります。当社は、お客さまから預託を受けた証拠金を顧客区分管理信託にて、以下の信託先で、当社の固有財産とは明確に区分して管理することで当該資産の保全を図っておりますが、区分管理必要額の算定基準日と信託設定の日に時間差があることなどから、信託される前での間は信託口座の保全対象にはなりません。万一、当社の財産状況が悪化した場合、信託保全される前のお客さまの資産等の返還が困難になり、お客さまが損失を被ることがあります。
＜信託保全先＞
日証金信託銀行株式会社

③カバー取引先のリスク
当社は、お客さまとの取引から生じるリスクの軽減を目的として、お客さまとの取引について、以下の会社とカバー取引を行っています。当社のカバー取引先は一社のみであるため、当社またはカバー取引先の業務または財産状況の悪化等により、カバー取引が

停止することがあります。この場合、カバー取引はお客さまの約定と連動しているため、カバー取引先の取引が停止すると、お客さまは取引を行うことができなくなり、その間の相場変動によって、預託した証拠金を上回る損失を被るおそれがあります。また、万が一お客さまの注文が約定したにもかかわらず、カバー取引が行われていなかった場合には、当社においては他のカバー取引先が存在しないため、当社がお客さまの取引により生じる損失をカバー取引と相殺できない結果、当社の損失が拡大し、当社の財務状況が悪化することにより、お客さまとの取引を継続できなくなるおそれがあります。

＜当社がカバー取引を行うカバー取引先＞

取引先名：GMO クリック証券株式会社

業務内容：金融商品取引業

監督を受ける当局：金融庁

④流動性リスク

　当社の通常の取引時間帯であっても、流動性の低い通貨の取引では、マーケット状況によって取引レートの提示が困難になる場合があります。また、流動性の高い通貨の取引であっても、主要国の祝日やニューヨーククローズ間際、週初めのオープン、重要な経済イベント等がある場合は、取引レートの提示が困難となる場合があります。取引レートの提示が困難となった場合には、お客さまの意図する取引ができなくなる可能性があります。

⑤システムリスク

　当社またはお客さまのコンピュータ等の端末、通信機器、通信回線、システム危機等に故障、障害、または誤作動等が発生した場合には、取引の発注、執行が遅延または不可能になることがあり、不測の損失が発生する可能性があります。

⑥取引コスト

＜取引手数料＞

1 万通貨以上の取引については、新規・決済取引とも無料です。

1 万通貨未満の取引については、新規・決済とも片道 1 通貨当たり 3 銭の手数料がかかります。なお、強制決済およびロスカットにつきましては、強制決済・ロスカット手数料として、片道 1 通貨あたり南アフリカランド／円およびメキシコペソ／円については 0.5 銭、その他の通貨ペアは 5 銭が追加されます。

＜スプレッド＞
取引レートの売値と買値には差(スプレッド)があります。
＜スワップポイント＞
スワップポイントは、ポジション(建玉)のロールオーバーを行うことにより発生します。一般的に金利の高い通貨を売って金利が低い通貨を買うお取引の場合、お客さまはスワップポイントを支払う必要があり、金利が高い通貨を買って金利が低い通貨を売るお取引の場合、お客さまはスワップポイントを受けとることができます。ただし、取引対象の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払に転じることもあります。

⑦クーリング・オフ
お客さまから、FX 取引の注文を受けたときは、当社は速やかに当該注文を執行いたしますので、お客さまが注文成立後に当該注文成立に係る契約を解除すること(クーリング・オフ)はできません。

※上記は、FX 取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、本取引から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

登録金融機関が行う店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

登録金融機関は、金融商品取引法により、お客さまを相手方とした店頭外国為替証拠金取引を行う行為（以下、本項目において「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されています。

a.店頭外国為替証拠金取引契約（店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。）の締結またはその勧誘に関して、お客さまに対し虚偽のことを告げる行為。
ｂ．顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
ｃ．店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前１年間に、２以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
ｄ．店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
ｅ．店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
ｆ．店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
ｇ．店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
ｈ．店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
ｉ．店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
ｊ．本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと

ｋ．店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）

ｍ．店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

ｎ．店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

ｏ．店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

ｐ．店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

ｑ．あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為

ｒ．個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為

ｓ．店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

ｔ．店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

u. ①通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（想定元本の 4%。v.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること（顧客が個人である場合）

②店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること（顧客が法人である場合）

v. ①通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること（顧客が個人である場合）

②店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること（顧客が法人である場合）

w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）

y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社が取扱う店頭外国為替証拠金取引（以下「本取引」といいます。）の取引内容は次の通りです。

1. 取引可能な通貨ペア

米ドル円、ユーロ円、英ポンド円、豪ドル円、NZ ドル円、カナダドル円、スイスフラン円、南アフリカランド円、トルコリラ円、メキシコペソ円、ユーロドル、英ポンドドル、豪ドル米ドル、NZ ドル米ドル、ユーロポンド、ユーロ豪ドル、ポンド豪ドル

2. 売買単位

全通貨ペア共通で、1,000 通貨単位（1,000 通貨の整数倍）とします。

本取引に係る 1 取引あたりの数量上限、及び 1 日あたりの取引上限、通貨ペア毎の建玉数量上限は、当社が別途定めるものとします。

※経済指標発表時、または震災などの天変地異、外部要因、その他過度な相場変動に見舞われるリスクがあると当社が判断した場合には新規注文数量および建玉数量を制限する場合があります。

3. 取引時間

① 取引時間

原則として、下記の取引休止期間を除く毎日 24 時間とします。ただし、年末年始の取引時間は、当社が別途定めるものとします。

【米国標準時間の期間】

日本時間：月曜日午前 7 時から土曜日午前 7 時まで

【米国夏時間の期間】

日本時間：月曜日午前 7 時から土曜日午前 6 時まで

※上記時間内においても、米国東部時間午後 4 時 57 分から開始するシステムの日次処理及びバックアップ処理のため、取引ができない場合があります。

※取引休止期間

日本時間の土曜日早朝（米国東部時間午後 5 時）から、その翌週の日本時間の月曜日早朝（オセアニア市場で実際に取引が再開される時間）までの間は、外国為替市場が実質的に休場しているため取引休止とします。

※クリスマス時期等、世界的な休日によりインターバンク市場が東京時間のみ開いている場合は、当社が別途指定する時間を取引時間とし、取引の終了時刻を繰り上げることがあります。

※日本時間月曜日午前 7 時（取引開始）に有効となっている指値注文及び逆指値注文は、その売り買い、新規決済の別を問わず、取引開始時点でその約定条件を満たしている場合、オープンレート（取引開始後最初に提示されるレート）で約定します。そのため指値注文、逆指値注文に関わらず、指定レートと実際の約定レートとの間に価格差（スリッページ）が発生する可能性があります。

日本時間月曜日午前 7 時（取引開始）を除く通常時の指値注文は、その約定条件を満たした場合、指定レートで約定します。

② 注文受付時間

原則として、休日を含む毎日 24 時間とします。

※日本時間月曜日午前 7 時（取引開始）前の 30 分間は注文の受付をいたしません。

※日本時間土曜日午前 7 時（米国夏時間の場合、午前 6 時:取引終了）前の 10 分間は注文の受付をいたしません。

※上記時間内においても、米国東部時間午後 4 時 57 分から開始するシステムの日次処理及びバックアップ処理のため、取引ができない場合があります。

※取引時間外に成行注文は受付いたしません。

4. 取引レート

当社は、本取引のカバー取引先である GMO クリック証券株式会社(以下「カバー取引先」といいます。)から提供される取引レートに当社が調整したコストを付加した為替レートを取引レートとして配信しております。なお、テレビ、新聞、インターネット等他の情報媒体が表示する為替レートはあくまで市場の参考価格に過ぎないこともあり、当社がお客さまに提示するレートと異なることがあります。

また、当社が提示する為替レートには、売値と買値の開き（スプレッド）があり、レートの桁数は対円通貨ペアが小数第 3 位まで、対ドル、対ポンド、対豪ドル通貨ペアが小数第 5 位まで表示されます。取引レートの呼値の最小変動幅は、対円通貨ペアが 0.001、対ドル、対ポンド、対豪ドル通貨ペアが 0.00001（1 万通貨を取引単位とした場合の 1 呼値あたりの損益額は、対円通貨ペアが 10 円、対ドル通貨ペアが 0.1 ドル、対ポンド通貨ペアが 0.1 ポンド、対豪ドル通貨ペアが 0.1 豪ドル）です。

なお、当社では相場急変時等においてカバー取引先から為替レートの提供がなくなった場合お客さまへの為替レートの配信及びお客さまの注文執行を一時停止することがございます。その後、カバー取引先から価格提供が再開した場合において、お客さまへの為替レートの配信及びお客さまの注文執行を再開いたします。

なお、為替レートの配信を停止している間の相場動向によっては、再開後の為替レートがお客さまのポジションのロスカット※基準価格を大きく割り込む場合があります。その場合、再開後の為替レートでロスカットの時価評価が行われるため、ロスカット基準価格付近でロスカットされた場合に比べて、大きな損失が発生する可能性があり、相場の動向によっては、お客さまからお預かりした証拠金以上の損失が発生する場合があります。

※ロスカットについては「8.ロスカットルール」をご参照ください。

※取引画面上に表示される始値、高値、安値、終値は売値、買値の双方を表示していませんので、これらのレートで売買両方の注文が執行されるわけではありません。

5. 必要証拠金

取引に必要となる証拠金は、個人のお客さまと法人のお客さまでそれぞれ異なります。

個人のお客さまは、レバレッジコースの選択に応じて取引通貨ペアの想定元本に以下の＜レバレッジコースの種類＞の表に記載した証拠金率を乗じた金額となります。

＜レバレッジコースの種類＞

コースの種類	証拠金率
レバレッジ 25 倍コース	4%
レバレッジ 2 倍コース	50%

例(個人の場合)：米ドル円が100.000円の場合、米ドル円１万通貨を取引するには
①レバレッジ25倍コースの場合：40,000円（100.000円×10,000通貨×4%）が必要です。
②レバレッジ2倍コースの場合：500,000円（100.000円×10,000通貨×50%）が必要です。

法人のお客さまは、取引通貨ペアの想定元本に通貨ペアごとに設定された必要証拠金率を乗じた金額となります。

例(法人の場合)：米ドル円が100.000円、且つ必要証拠金率が2%の場合、１万通貨を取引するには
20,000円（100.000円×10,000通貨×2%）が必要です。
ポンド円が150.000円、且つ必要証拠金率が3%の場合、１万通貨を取引するには
45,000円（150.000円×10,000通貨×3%）が必要です。

※法人のお客さまについては、通貨ペアごとに必要証拠金率を設定しています。必要証拠金率は毎週金曜日のニューヨーククローズ後に見直しを行います。見直し後の必要証拠金率は、毎週土曜日の定期メンテナンスが終了次第、当社ホームページでお知らせいたしますので、必ずご確認ください。
※保有ポジションに係る必要証拠金と新規注文に係る必要証拠金を合計した金額のことを「使用中証拠金」といい、取引に使用可能な証拠金のことを「使用可能証拠金」といいます。
※両建て（同一通貨ペアの買いポジションと売りポジションを同時に持つこと）の場合、取引数量の多いポジションにのみ必要証拠金が必要となります。（MAX方式）
※両建ては、取引レート及びスワップポイントに売値と買値の開き（スプレッド）があるため、お客さまの負担するスプレッドコストが2倍となること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くことから、当社は一切お勧めしていません。また、短期間内に両建てとなる取引等については禁止しています。

６.ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引は、外国為替直物取引です。外国為替直物取引では、通常、取引が成立した日の 2 営業日後に実際に資金の受渡しが行われますが、本取引は差金決済を行いますので、決済当日にお客さまの取引口座（代表口座）を通じて、売買損益のみ受渡しが行われます。また、スワップポイントを加減算することによって、そのポジションの受渡日を 1 営業日ずつ繰り延べることができます（これを「ロールオーバー方式」といいます)。お客さまは、ポジションが決済されるまでこの繰り延べ（ロールオーバー）を続けることにより、ポジションを維持することができます。

7. スワップポイント

ポジションをロールオーバーする際に、保有ポジションの対象通貨の金利差から発生する差額のことを「スワップポイント」といいます。外国為替取引を行った時、お客さまが「売る通貨」を借りて「買う通貨」を預金するとお考えください。「買った通貨」の金利が「売った通貨」の金利より高い場合には、金利差相当額を受取ることができ、逆の場合には、金利差相当額を支払うこととなります。

※スワップポイントには売値と買値の開き（スプレッド）があり、支払いと受取りの金額が異なります。

※スワップポイントの受払いは、各国の金利情勢等により変動し、市場金利の動きに応じて日々変化します。そのため、その時々の各国の金利水準によってスワップポイントの受払いの金額が変動したり、場合によっては受払いが逆転する可能性があります。

※日々のスワップポイントの受払い額は、当社ホームページ及び取引画面内にてご確認いただけます。

※ポジションをロールオーバーする場合、スワップポイントは 1 円（セント、ペニー）未満の端数も含めて日々加算されていきますが、決済時には 1 円未満の端数を切り捨てます。売買損益についても決済時の端数の取扱いは同様です。

8. ロスカットルール

本取引では、一定間隔（原則 5 秒間隔）でお客さまの取引口座の時価評価を行います。時価評価の時点において、お客さまの時価評価総額が 2 倍コースは使用中証拠金の 50%、25 倍コース及び法人のお客さまは使用中証拠金の 80%を下回っていた場合、当該時点をもってロスカットの対象と判断します。ロスカットの対象と判断された取引口座については、お客さまの未約定注文の全部を強制的に取消した上で、お客さまが保有されている未決済ポジションのすべてを強制的に決済（成行注文）します。ロスカットルールは、お客さまの損失を限定するためのルールではありますが、ロスカット条件の成否について、当社が一定の間隔で監視を行なっている関係上、ロスカットの基準価格となるレートでの約定を保証できるものではなく、外国為替相場の変動によっては、お客さまが当社に預託された資金を上回る損失が生じる可能性もあります。

※時価評価総額：取引口座残高に評価損益を加減し、未払手数料を差し引いた金額

9. 強制決済について

お客さまの取引口座の時価評価総額が、営業日ごとのニューヨーククローズ時点（米国東部時間午後 5 時、すなわち米国が標準時間の期間は日本時間午前 7 時・米国が夏時間の期間は日本時間午前 6 時）において使用中証拠金を下回る場合、当該時刻の差額（不足額）を速やかに解消しなければ取引を継続することができません。

※上記不足額が発生した場合は、下記①～③のいずれかの方法により、日本時間午後 11 時 59 分（米国が標準時間の期間はニューヨーククローズから 17 時間後、米国が夏時間の期間はニューヨーククローズから 18 時間後）までに確定したすべての不足額を解消していただく必要があります。

※金曜日のニューヨーククローズ時点で不足額が発生した場合には、翌週月曜の日本時間午後 11 時 59 分が不足額解消の期限となります。

※クリスマス等で取引時間が通常と異なる場合には、上記期限を変更することがあり、その場合には取引画面で事前にお知らせするものとします。

【不足額の解消方法】

① 追加証拠金の入金

不足額以上金額をご入金いただくことにより、不足額を解消することができます。

※お客さまが日本時間午後 11 時 59 分までに入金手続を行った場合でも、当社にて取引口座への入金確認ができるまでは、確定した不足額は解消されませんのでご注意ください。また、円普通預金口座への入金では、取引口座へ入金したことにはなりませんので、あわせてご注意ください。入金確認ができないことにより、お客さまに損失または損害が発生しても当社は一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

※個人のお客さまにおいて、レバレッジ 2 倍コースを選択している場合、追加証拠金は発生しません。

② 未約定の新規注文の一部または全部の取消

お客さまが未約定の新規注文を保有されている場合、お客さま自身で当該注文の一部または全部を取消すことにより必要証拠金が減少する可能性がありますので、その金額を不足額の解消に充当することができます。

※ただし、未約定の新規注文の取消ができるのは日本時間午後 11 時 55 分までです。

③ 未決済ポジションの一部または全部の決済

お客さま自身で未決済ポジションの一部または全部を決済することにより、当該ポジションの必要証拠金が減少しますので、その金額を不足額の解消に充当することができます。

※確定したすべての不足額が解消されるまでの間は、お客さまは未約定の新規注文の一部または全部の取消、あるいは、未決済ポジションの一部または全部の決済のみしか行えなくなります。ただし、未約定の注文（新規または決済）は、相場が指定水準に達したときに成立します。

※お客さまが日本時間午後 11 時 55 分までに不足額を解消されない場合には、お客さまの未約定の新規注文のすべてが強制的に取消され、その上で日本時間午後 11 時 59 分までに不足額が解消されないときには、未決済ポジションすべてが反対売買（成行注文）により強制的に決済されることになりますのでご注意ください。

※強制決済時刻までに相場が反転して、お客さまの時価評価総額が使用中証拠金を上回ったとしても、ニューヨーク時間 17 時に確定した不足額が解消されることはありませんのでご注意ください。

※未決済ポジションの強制決済は、日本時間午前 0 時より順次行われますので、同一通貨ペアの取引であっても取引レートが異なる場合があります。

10. スリッページ

スリッページとは、下記①、②を指します。

① 成行注文

お客さまの発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差が発生する場合があります。当該価格差は、お客さまの端末と当社システム間の通信および当社システムがお客さま

の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過により発生するものです。スリッページは、お客さまにとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

② 指値注文および逆指値注文

逆指値注文は、実勢レートがお客さまの指定したレートに到達した時、到達した時点の実勢レートで約定するため、お客さまが指定するレートと約定レートに価格差が生じる場合があります。逆指値注文は指定レートよりも不利なレートで約定する場合があります。また、日本時間月曜日午前 7 時（取引開始）に有効となっている指値注文および逆指値注文は、その売り買い、新規決済の別を問わず、当該月曜日午前 7 時の取引開始時点でその約定条件を満たしている場合に、オープンレート（取引開始後最初に提示されるレート）で約定します。そのため、指値注文、逆指値注文にかかわらず、指定レートと実際の約定レートとの間に価格差が発生する場合があります。指値注文は指定レートよりも有利なレートで約定します。逆指値注文は指定レートよりも不利なレートで約定します。

※当該月曜日午前 7 時の取引開始時刻にレートを提供できない場合においては、お客さまがすでに発注されている指値注文ならびに逆指値注文は、取引を開始した時刻のレートを基準に執行します。そのため、指値注文は指定レートで約定し、逆指値注文は指定レートよりも不利なレートで約定する場合があります。また、毎営業日の定期メンテナンス時間と同時に指値および逆指値指定レートへ到達した場合においては、約定しないことがあります。

11. 証拠金

証拠金とは、取引を行うために必要な資金のこといいます。当社では、現金（日本円）のみを証拠金としてお預かりします。お預けいただく場合には、当社に開設している円普通預金口座から振り替える方法により行ってください。

12. 証拠金の返還

お客さまは、出金可能額の範囲内で証拠金の一部あるいは全部を出金することができます。出金をご希望のお客さまは、取引画面上で当社に開設している円普通預金口座に振り替える方法によって行ってください。

13. 交付書類について

当社は、お客さまが行われた取引及び入出金をご自身で速やかにご確認できるように、以下の各種書類を作成し、遅滞なく電磁的方法により交付（電子交付）いたします。お客さまは、その内容について、取引画面上で PDF ファイルにてご確認いただけます。

なお、原則として交付書類の郵送は行っておりません。やむを得ない理由によって郵送を希望される場合に限り、お客さまに発行手数料をご負担いただいたうえで、郵便にてご送付いたします。（詳しくは本説明書「店頭外国為替証拠金取引の手続きについて」の「9.書類の発行手数料」をご確認ください。）

・取引報告書

お客さまの各売買取引の内容に関する報告書

・取引残高報告書
お客さまのポジションの状況、入出金履歴及び取引口座の状況に関する報告書
・損益証明書
お客さまの年間取引における損益金合計額に関する証明書

また、「店頭外国為替証拠金取引説明書」、「外国為替取引約款」、「電子交付について」についても電子交付いたします。お客さまは、当社 Web サイトあるいは取引画面上で PDF ファイルにてご覧いただくことができます。
※一部書類については、電子交付によらず書面交付による場合がございますのであらかじめご了承ください。なお、電子交付の場合にも、記載事項を印刷することができます。

14. 電磁的方法による情報の提供
当社から情報の提供を受ける場合には、書面又は電磁的方法のうち、いずれかを指定する方法により行うこととします。電磁的方法による情報の提供を受ける場合には、以下のいずれかを満たす必要があります。
① あらかじめ、お客さまに対し、情報の提供を電磁的方法により受け入れる旨及びその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、情報の提供を電磁的方法により受け入れることについて、お客さまから書面、当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法による承諾を得ていることとします。
② あらかじめ、お客さまに対し、情報の提供を電磁的方法により受け入れる旨及び次に掲げる事項を告知している必要があります。
 a. 電磁的方法の種類及び内容
 b. 当社に対し、お客さまが書面の交付による情報の提供を請求することができる旨
15. 税金について
（個人のお客さまの場合）
本取引から発生する※確定利益金（スワップ益を含む）は、雑所得として申告分離課税の対象となり、お客さまご自身で確定申告する義務があります。
税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。
※未決済ポジションの評価損益（為替損益及びスワップ損益）は課税対象外となります。
※当社は、確定した取引損益額を記載した「支払調書」を税務署へ提出します。
※本取引に係る損益証明書は、取引画面より PDF ファイルにてご確認いただけます。
※今後、税制改正等が行われた場合、税金の取扱いが変更となる可能性があります。
※復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されます。

（法人のお客さまの場合）

本取引から発生する所得（スワップ益を含む確定利益）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。詳しくは、税理士や所轄の税務署にお問い合わせください。
※本取引に係る損益証明書は、取引画面より PDF ファイルにてご確認いただけます。

16. 契約終了

「外国為替取引約款」第 26 条に記載する事由が生じたお客さまについては、本取引にかかる契約が終了となります。契約終了事由に該当する場合において、お客さまが未決済の建玉を保有している場合、当社の任意で当該未決済の建玉を決済することがありますので、ご注意ください。

17. 通話録音

当社は、お客さまとの通話を録音することがありますので、あらかじめご了承ください。

18. カバー取引

当社は、お客さまの注文約定と同時に、システムによる自動発注により、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を、カバー取引先と行います。毎営業日のいかなる時点においても、外貨ポジションに係る相場変動リスクを抑えられるように管理しています。

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

１.取引の開始

（１）本書面の交付

当社が提供する店頭外国為替証拠金取引（以下「本取引」といいます。）の申込に当たり、当社から本書面が交付されますので、FX 取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

（２）電子交付についての同意

本取引の開始にあたっては、当社が交付する書面を電磁的方法で受け取ることにご同意いただく必要があります。詳細は「14. 電磁的方法による情報の提供」をご確認ください。

（３）本取引用口座の開設

本取引を行うための口座（以下「取引口座」といいます。）を開設するためには、当社の円普通預金口座の開設が必要となります。当社の規定・約款及び本書面の内容を確認し、必要事項を登録のうえ、取引口座を開設していただきます。なお、口座開設には、一定の投資経験、知識、資力等が必要となります。

２.証拠金の差入れ

FX 取引を行うときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じる等、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客さまに受領書を交付します。

３.注文の指示事項

本取引の注文をするときは、当社の注文受付時間内、次の事項を正確に指示してください。

① 注文する通貨ペア
② 売付取引または買付取引の別
③ 注文数量
④ 注文の種類（価格・成行・指値・逆指値等）
⑤ 注文の有効期限
⑥ その他お客さまの指示によることとされている事項

４.注文の種類

① 成行注文

成行注文は、お客さまが一定のレートを指定せず、通貨ペアの別、取引の数量、売り買いの別のみを指定する注文方法です。成行注文は、当該注文を約定処理する時点のレートで約定します。当社システムが複数の成行注文を受け付ける場合、受け付けた順番が早いものから執行されますが、お客さまの端末と当社システム間の通信に要する時間の経過や当社システムがお客さまの注文を受け付けた後の約定処理などにより、お客さまの発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客さまに

とって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。※大きい方の数字がお客さまの買値、小さい方の数字がお客さまの売値となります。例えば、米ドル円のレートが 100.000-020 と表示されている場合は、100.020 がお客さまの米ドルの買値、100.000 がお客さまの米ドルの売値となります。

② 指値注文
指値注文は、お客さまが注文時に注文レートを指定して行う注文方法です。指値注文は、受注時におけるレートに対して、有利なレートが注文レートとして指定されたもののみ有効な注文として受注されます。日本時間月曜日午前 7 時（取引開始）を除く通常時について、指値注文の売りは、指定した注文レート以上のレートとなった場合、指値注文の買いは、指定した注文レート以下のレートとなった場合、指定した注文レートで執行されます。指値注文の売りは、レートの安いものがレートの高いものに優先し、指値注文の買いは、レートの高いものがレートの安いものに優先し執行されます。同じレートの注文が出た場合は受注時間の早いものが優先されることになります。

③ 逆指値注文
逆指値注文は、指値注文と同じく注文レートを指定する注文方法です。しかし、指値注文と異なり、買いの場合には現在の買値より高いレートを、また、売りの場合には逆に売値より低いレートをお客さまにご指定いただきます。買いの逆指値注文は、アスクレートがお客さまの指定レートに達した時点で執行され、売りの逆指値注文は、ビッドレートがお客さまの指定レートに達した時点で執行されます。なお、逆指値注文は、実勢レートがお客さまの指定したレートに到達した場合、到達した時点の実勢レートで約定するため、お客さまが指定するレートと約定レートに価格差(スリッページ)が生じる場合があります。

④ オーシーオー注文（OCO__One Cancels the Other__order）
決済注文の場合に、指値注文と逆指値注文の 2 つを同時に出すことができます。一方が約定した時は、約定していない他方が自動的に取消されます。
※2 つの注文は同取引数量となります。

⑤ イフダン注文(if done order)
新規の指値注文または逆指値注文を出すとともに、その新規注文が約定した場合に有効となる決済注文を同時に出す方式です。なお、決済注文は、指値注文、逆指値注文、あるいはオーシーオー注文から選ぶことができます。
※2 つの注文は同取引数量になります。

５.注文の有効期限
① ジーティーシーオーダー（GTC__Good Till Cancelled__order）
お客さまが取消されるまで有効な注文です。
② デイオーダー（Day order）
オーダーを出した日のニューヨーク時間午後 5 時（日本時間翌朝）まで有効な注文です。

③ 週末オーダー
オーダーを出された週の金曜日ニューヨーク時間午後 5 時（日本時間土曜日早朝）まで有効なオーダーです。
※イフダン注文をデイオーダーあるいは週末オーダーで出され、その有効期間内に新規の注文のみ約定した場合、決済注文は、自動的にジーティーシーオーダーとなります。

６.注文の取消し・変更
約定前の注文は、注文受付時間内に取消し、変更が可能です。しかし、一旦約定した注文を取消し（クーリングオフ)、変更することはできません。ただし、取引の健全性に照らし当社が不適当と判断した場合、その約定は取消、変更されることがあります。

７.注文をした取引の成立
　お客さまの本取引に係る注文が成立した場合、当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書をお客さまに交付します。（詳しくは本説明書の「12.交付書類について」をご確認ください）

８.取引手数料
本取引には、下記の取引手数料が適用されます。
なお、取引手数料は、ポジション決済時に、お客さまの取引口座残高（証拠金残高）から差し引くことにより徴収いたします。
■１通貨あたりのインターネット取引手数料

取引数量	片道手数料
１万通貨以上	無料
１万通貨未満	3 銭

※未決済ポジションを分割決済された場合には、決済分について各々の取引数量に応じた取引手数料が適用されます。
※強制決済ならびにロスカットが執行された場合は、インターネット取引手数料と強制決済・ロスカット手数料の両方が適用されます。
※強制決済・ロスカット手数料として、片道1通貨あたり南アフリカランド／円およびメキシコペソ／円については0.5銭、その他の通貨ペアは5銭が追加されます。

９.書類の発行手数料
以下の書類について、郵送を希望される場合、発行手数料をご負担いただきます。
※お客さまがご自身でプリントアウトする場合、発行手数料はかかりません。

① 対象となる書類
・取引報告書・取引残高報告書

・損益証明書
・契約締結前交付書面
・個人情報開示請求

② 発行手数料
1 書類あたり：1,100 円（税込）
取引報告書、取引残高報告兼入出金通知書は 1 か月単位を 1 書類、1 書類あたり上限は 100 枚とします。

③発行手数料の徴求方法
・円普通預金口座をお持ちのお客さま
お客さまの代表口座より発行手数料を引き落とします。
※代表口座に発行手数料相当の口座残高がない場合には発行できません。
・当社代表口座を解約しているお客さま
当社の所定の銀行口座に、発行手数料をお振込みください。
銀行口座は別途ご案内いたします。

■発行のご依頼方法
下記お電話番号までご連絡いただくか、ログイン後お問い合わせフォームより、氏名、生年月日、住所をご記入の上、ご依頼ください。
お客さまサポート：0120-579-835　（携帯電話・IP 電話からは、03-6387-3213）

会社概要及び苦情受付等について

■会社概要
商号：GMO あおぞらネット銀行株式会社
業務の種別：銀行業・登録金融機関業務
設立年月日：1994 年 2 月 28 日
本店所在地：東京都渋谷区道玄坂 1-2-3
加入する金融商品取引業協会：一般社団法人金融先物取引業協会
当社が対象となっている認定投資者保護団体：(対象)なし
登録金融機関　登録番号：関東財務局長(登金)第 665 号

■当社の苦情対応措置および紛争解決措置
・一般社団法人全国銀行協会
　連絡先（全国銀行協会相談室）：0570-01-7109 または 03-5252-3372
・特定非営利活動法人証券金融商品あっせん相談センター
　連絡先：0120-64-5005

■当社の FX 取引に関するお問い合わせ先
0120-579-835　（携帯電話・IP 電話からは、03-6387-3213）
【受付時間】9:00～15:00
(土・日・祝休日、および 12/31～1/3 を除く)

以上

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語 およびその他基礎的事項について

■相対取引（＝オーバー・ザ・カウンター__OTC）
外国為替市場には、一部を除いて株式のように物理的な取引所がないため、外国為替取引においては、例えば売り手と買い手が1対1の関係の中で取引条件を決定する。

■インターバンク市場
銀行等金融機関、ブローカー（電子ブローキングを含む）、通貨当局などから構成される。外国為替市場で取引の中心的な役割を果しており、「外国為替市場」といえば、一般的にはインターバンク市場を指す。取引は、お互いが直接あるいはブローカー（電子ブローキングを含む）を介し、様々な通信手段を通じて行う。通常、東京、ロンドン、ニューヨークの3大市場の参加者を中心に、月曜日の早朝から土曜日の早朝まで24時間機能している。

■円高⇔円安
日本円の価値が上昇し外貨の価値が下落する状態が円高であり、逆に日本円の価値が下落し外貨の価値が上昇する状態が円安である。

■アスク（⇔ビッド）
プライスを提示する側の売りレート。提示される側から見れば買いレートとなる。

■店頭外国為替証拠金取引
取引に必要な証拠金よりも大きい価額の外国為替取引を行うことができる取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つ。

■カバー取引
お客さまとの取引により生ずるポジションを解消するために行う外国為替取引。

■金融商品取引業者
店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法上の登録を受けた者。

■為替差損益
為替レートの変動により生じる損益。

■為替リスク
為替レートの変動により生じるリスク。例えばドル売り持ちの場合、ドルが下落すれば利益が発生し、上昇すれば損失が発生する。逆にドル買い持ちの場合は、ドルの下落で損失が、上昇で利益が発生する。

■金利リスク
金利の変動により、価格が上昇したり下落したりするリスク。

■クォート
取引の相手方に、取引できるレート（ファーム・プライス）を提示すること。この時、買値・売値の両方のレートを同時に提示することをツー・ウエイ・クオーテーションという。

■差金決済

店頭外国為替証拠金取引等において、当該売買総代金を授受せず、反対売買（売り戻し・買い戻し）を行い、その差額の授受により行う決済方法。

■市場リスク
市場の価格、金利等の変動により、保有する金融資産の価格が変動した結果、損益が発生するリスク。また、価格や金利の変化により保有ポジションの価値が変動するリスク。

■信用リスク
相手方のデフォルト（債務不履行）により債権を回収できなくなるリスク、また、デフォルトまで至らなくとも、その可能性が高まることにより相手の信用力が低下する場合に損失を被るリスク。

■スプレッド
ビッドとアスクの開き。流動性が高い通貨のレートでは狭く、流動性の低い通貨では広くなることが多い。また、一般的に、市場参加者が多く取引量が多い時間帯の方が、スプレッドは狭い。

■スワップポイント

2 国通貨間の金利差を為替レートのポイントで表したもの。「高金利通貨買い・低金利通貨売り」の場合はポイントを受取り、逆に「高金利通貨売り・低金利通貨買い」の場合はポイントを支払う。ビッドとアスクには開き（スプレッド）がある。

■デイ・トレーディング/トレード
新規・決済両取引を同一取引日の内に行う取引。

■店頭デリバティブ取引
店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引

■値洗い

保有するポジションを時価で評価換えすること。

■バリュー・デイト
資金の受渡日のこと。例えば外国為替のスポット（直物）取引では、原則として取引日の2営業日後となる。

■ビッド（⇔アスク）
プライスを提示する側の買いレート。提示される側から見れば売りレートとなる。

■ポジション
保有している売り買いの持ち高。

■約定
売買注文が執行される、あるいは売買取引が成立すること。

■流動性リスク
市場の取引規制によって取引が制限される場合、あるいは規制がない場合にも、取引日、取引時間帯等の事情により市場の流動性が失われ、価格、取引額等について、取引の自由がなくなるリスク。

■レバレッジ

梃子（てこ）のこと。株の信用取引、外国為替証拠金等は、この梃子の原理（レバレッジ効果）を使い、少額の投資資金に対し、数倍～数十倍、時として数百倍の金額の取引を行う。大きなリターンを得ることができるが、同様に大きな損失を被る可能性がある。

■ロールオーバー
原則として取引日から2通貨営業日後が資金受渡日である外国為替スポット（直物）取引について、スワップポイントを加減して、その資金受渡日を翌営業日以降に繰り延べること。

■成行注文
一定のレートを指定せず、市場で取引されているレートで売買をすること。

■指値注文（⇔逆指値注文）
注文を出す時点のレベルより低いレベルの買いレート、あるいは高いレベルの売りレートを指定して出す売買注文。

■逆指値注文（⇔指値注文）
注文を出す時点のレベルより低いレベルの売りレート、あるいは高いレベルの買いレートを指定して出す売買注文。

■プロフィット・テイキング・オーダー（利食い注文）
保有するポジションの利益を一定レベルで確定させるための注文。

■ストップロス・オーダー（損切り注文）
保有するポジションの損失を一定レベルで確定させるための注文。

■オーシーオー注文（OCO__One cancels the other）
同順位の二つの注文を同時に出し、一つの注文が約定すると自動的に他方の注文が取消される注文手法。

■イフダン注文（if done order）
新規のオーダーを出す際に、同時にそのオーダーが成立（ダン）した場合に決済するレートをあらかじめ設定して、オーダーを出しておく手法。あくまで新規オーダーが成立した場合にのみ、決済オーダーが有効となる。

■ジーティーシーオーダー（GTC__good till cancelled order）
取消さない限り有効な注文。

■デイ・オーダー

有効期限をその取引日のみと設定して出す注文。

■特定投資家
店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客さまとして取り扱うよう申し出ることができます。ただし、当社については特定投資家に関するサービスをお取扱いしておりません。